

# 令和3年度における最低制限価格等制度の見直しについて

令和3年2月15日  
財務部 財政課

## 1 概要

工事等の品質確保及びダンピング受注の防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による影響をふまえ、地域経済の沈下防止を図るため、最低制限価格等制度について、次のとおり見直します。

## 2 実施時期

**令和3年4月1日以降**、入札公告又は入札通知を行うものから適用します。

## 3 最低制限価格等制度の見直し内容

### 1) 建設工事に係る最低制限価格等

#### ①原則

項 目	令和3年3月まで（現行）	令和3年4月以降
最低制限価格・ 低入札価格調査 基準価格 算定式	直接工事費×0.97 ＋ 共通仮設費×0.9 ＋ 現場管理費×0.9 ＋ 一般管理費等×0.55	変更なし
低入札価格調査 最低制限価格 算定式	直接工事費×0.9 ＋ 共通仮設費×0.7 ＋ 現場管理費×0.9 ＋ 一般管理費等×0.55	変更なし
最低制限価格等 算定に係る 設定の範囲	予定価格の 10分の7から10分の9	変更なし
最低制限価格等 算定に係る 端数の処理	(1) 予定価格<3,000万円 上記算定結果から 円未満四捨五入  (2) 予定価格≥3,000万円 上記算定結果から 千円未満切り捨て  (3) (2)のうち上記算定結果が 1億円以上の場合 上記算定結果から 万円未満切り捨て	(1) <b>総価での入札の場合</b> <b>予定価格にかかわらず</b> 上記算定結果から <b>1万円未満切り捨て</b>  <b>※単価契約であっても見込</b> <b>総額による総価での入札</b> <b>の場合を含む</b>  (2) <b>(代表) 単価での入札の場合</b> <b>予定価格にかかわらず</b> 上記算定結果から <b>1円未満切り捨て</b>  例) 道路維持修繕工事（単価 契約）・河川緊急小規模工 事（単価契約） など
入札公告・ 入札通知等にお ける表示	「 有 」	「 有 」

**②特 例**

項 目	令和3年3月まで（現行）	令和3年4月以降
対象工事	次の全てに該当する 土木工事 ・指名競争入札 ・市内業者のみ指名 ・国等補助対象工事	<u>洲本市競争入札参加資格審査会の判断により、上記①の適用が困難であると認められる工事</u>
最低制限価格算定式	予定価格の10分の9	<u>予定価格の10分のA</u> ※「A」については、7から9までの範囲内で適宜定める
最低制限価格算定に係る端数の処理	上記算定結果から 円未満四捨五入	上記算定結果から <u>1万円未満切り捨て</u>
入札公告・ 入札通知等における表示	「 有（特例適用） 」	「 <u>有（A×10）</u> 」 例）予定価格の10分の7とする場合 「 有（70） 」

**※建設工事に係る積算基準等に則り、建設工事業者に発注する業務委託についても、最低制限価格等を適用します。**

※随意契約（複数者による見積合わせを含む）については、従来どおり最低制限価格等は適用しません。

2) 建設コンサルタント等に発注する業務委託に係る最低制限価格

項 目	令和3年3月まで（現行）	令和3年4月以降
対象業務	不適用	建設コンサルタント等に発注する次の業務 ・測量・調査 ・設計 ・施工監理 など
最低制限価格算定式		<u>予定価格の10分の7</u>
最低制限価格算定に係る端数の処理		上記算定結果から <u>1万円未満切り捨て</u>
入札公告・ 入札通知等における表示	「 無 」	「 <u>有（70）</u> 」

**※建設工事に係る積算基準等に則り、建設工事業者に発注する業務委託については、上記1)を適用します。**

※随意契約（複数者による見積合わせを含む）については、従来どおり最低制限価格は適用しません。